

指定障害福祉サービス等事業者の指定申請時等における 「他法令に関する状況の申出書」の作成について

- ◆障害福祉サービス事業所等の指定を受け事業を実施するためには、指定基準に適合しているほか、建築基準法、都市計画法、消防法等の様々な関係法令を遵守する必要があります。
- ◆このため、徳島県では、事業者が障害福祉サービス事業所等の新規指定申請及び事業所の所在地の変更・増築等を行う際、事前に「他法令に関する状況の申出書」の提出を求め、関係法令に基づく手続き等の状況を確認しています。
- ◆つきましては、事前協議時点での他法令に関する状況を確認する必要がありますので、「他法令に関する状況の申出書」を事業計画書等とともにご提出ください。

建 築 基 準 法

- ・ 建築基準法上の手続き（用途変更等）の要否、必要な手続き等については、事前に、当該建築地を所管する建築担当部署で確認してください。
（※必要な手続きは、指定申請又は変更届提出までに完了してください。）

【担当窓口】 下記ページの「申請窓口・問い合わせ先」でご確認ください。

⇒ <https://www.pref.tokushima.lg.jp/FAQ/docs/00018852/>

⇒ <https://www.mlit.go.jp/common/001299734.pdf>

消 防 法

国土交通省のパフレット（用途変更に関するもの）

- ・ 消防法上の手続きの有無等について、事業所予定地を管轄する消防署に確認してください。
（※必要な手続きは、指定申請又は変更届提出までに完了してください。）

【手続きについて】

- ・ 事業所を開設する場合（移転を含む）、防火対象物使用開始（内容変更）届を管轄する消防署に提出する必要があります。
- ・ 併せて、消防用設備について点検を受け、必要な措置を行ってください。
- ・ 想定する利用者の状況によって必要な消防設備が変わること、場合によっては建物や階全体に及ぶ改修（設置）が必要になる場合がありますので、物件の貸借契約を結ぶ前に確認することをおすすめします。
- ・ 防火対象物の使用開始（内容変更）届出書（副本）の返却及び検査済証の交付については消防職員の立ち入り検査後となり、時間がかかりますので、計画的に消防の検査を受けるようにしてください。

都 市 計 画 法

- ・ 事業所等を建築（既存建物の用途変更を含む）、所在地の変更等を行う場合、都市計画法上の手続き（開発許可等）について確認してください。
（※必要な手続きは、指定申請又は変更届提出までに完了してください。）

【担当窓口】 下記ページの「お問合せ先」でご確認ください。

⇒ <https://www.pref.tokushima.lg.jp/FAQ/docs/00018982>

食 品 衛 生 法

- ・ 実施する事業に関し、既に食品衛生法の規定に基づき、知事により営業の許可がなされたことを証明する「食品衛生許可証」の交付を受けている場合は、当該書類の写しを添付してください。
- ・ 食品衛生許可証がない場合で、利用者に昼食を調理し提供する場合や、生産活動の一環として製造した食品を販売する場合などについては、食品衛生法に基づく手続きの有無について事業所予定地を管轄する保健所に確認してください。
（※必要な手続きは、指定申請又は変更届提出までに完了してください。）

その他法令への適合等

- ・ 施設の立地状況（土砂災害、洪水、津波等）、耐震化の状況及び、アスベストやブロック塀の有無についても、事前に十分確認してください。
- ・ また、上記以外の法令（農地法等）についても事前手続きの要否等について確認するようにしてください。

【非常災害(土砂災害、洪水、津波)対策について】

- ・ 水防法等の改正により、事業所予定地が、土砂災害(特別)警戒区域や浸水想定区域内にある場合、事業所指定後、所在地の市町村の市町村地域防災計画に、「要配慮者利用施設」として位置づけられる（指定を受ける）こととなります。
- ・ 「要配慮者利用施設」に指定された場合、想定される災害種別ごとの避難確保計画の作成及び市町村への報告、計画に基づく避難訓練の実施が義務づけられます。
- ・ 新規指定又は移転等の際は、事前に予定地の市町村に確認し、新規指定又は移転前に、想定される災害についての避難確保計画を作成してください。